

少年司法の現在と未来への見取り図：ひとつのラフ・スケッチ

武内，謙治
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/10734>

出版情報：法政研究. 73 (4), pp.1-25, 2007-03-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

少年司法の現在と未来への見取り図——ひとつのラフ・スケッチ

武 内 謙 治

- 1 はじめに
- 2 少年司法の現在
 - (1) 1980年代からの少年司法の課題
 - (2) 2000年改正法の効果と影響
- 3 少年司法の未来
 - (1) 現在の改革動向がもたらすもの
 - (2) 将来の見取り図
- 4 おわりに

1 はじめに

少年司法を取り巻く状況が混沌としている。いわゆる2000年改正法の「5年後見直し」を待つことなく、2005年に触法少年や虞犯少年への対応を軸とする新たな改正案が国会に提出されたことは、この状況を端的に示している。また、少年補導法のあり方が問題とされ、その動きが奈良県少年補導条例制定へとつながっていく中で、2005年には簡易送致基準が改められ、その対象範囲が拡大された。⁽¹⁾ ⁽²⁾ その一方で、捜査・公判・矯正・更生保護といった刑事司法全体に渡る改革も、現在急速に進行している。

本稿は、このような状況のなかで、理論的な観点から少年司法の現在の姿を描き、

⁽¹⁾ その具体的な問題点のいくつかについては、武内2006cで論じた。

⁽²⁾ 簡易送致基準の改訂に係る通達などについては、家庭裁判月報57巻10号154頁以下を参照。

未来への見取り図をラフ・スケッチしようとするひとつの試みである。以下では、まず、2000年に行われた法改正の効果やその下で生じている理論的・現実的な変化を確認し(2)、2006年改正案や一連の刑事司法改革の流れがその状況の変化の中で少年司法制度に与える影響を考察した上で(3)、将来における少年司法をめぐる見取り図を素描することにしたい(4)。

2 少年司法の現在

(1) 1980年代からの少年司法の課題

まず、議論の前提として、日本の少年司法は1980年代からどのような課題に直面していたのかを確認しておこう。

日本の少年司法制度・運営については、遅くとも1980年代初頭以降、司法的機能の強化とケースワーク的機能の後退が見られることが指摘されてきた。⁽³⁾「少年事件処理要領モデル試案」や、流山事件最高裁決定・柏の少女殺し事件最高裁決定をスプリングボードとした家庭裁判所の実体的真実発見義務の強調に端的に表されているように、ここでいう「司法的機能」は、「適正手続保障」と必ずしも等号符でつながれるものではなかった。⁽⁴⁾そこで「司法的機能」として強調されたのは、むしろ本来適正手続保障と厳しい緊張関係に立つはずの社会防衛や積極的な実体的真実の発見であり、「福祉的機能」や「ケースワーク的機能」はこうした「司法的機能」に従属するものと位置づけられた。⁽⁵⁾都市化や核家族化をも背景として協力雇用主などの社会的資源が減少するという事情が重なったとはいえ、この理論枠組みは、実務においては「事件の適正かつ迅速な処理」や「同質事件の同質処理」の強調という形で

⁽³⁾ たとえば、最高裁判所事務総局1990：303や最高裁判所事務総局2000：262などに示されている長期的な観察によっても、このことは裏づけられうる。

⁽⁴⁾ 木谷＝家令1998：95をとくに参照。

⁽⁵⁾ こうした論理図式は、すでに矢口1979により準備されていたといえる。この転轍は、処遇機関というよりも決定機関としての色彩を強めている家庭裁判所の変化だけでなく、「司法」機関であることの意味が「治安維持」機関であることと重ねられているような今日の状況を変化を視野に入れる場合、極めて大きな意味と影響力をもったといえる。この時期、家庭裁判所に関係する司法行政の転換が同時進行したことも、重要な背景のひとつであるといえる。家庭裁判所調査官制度に關係するこの時期の司法行政上の改革動向については、全司法労働組合1984：159をとくに参照。

表現され、簡易送致率や観護措置率の増加、試験観察率の減少に大きく寄与したといえる。⁽⁶⁾

日本の少年司法が直面する課題は、「非行事実の適正な認定」だけでは決してなかったのである。

(2) 2000年改正法の効果と影響

(i) 改正部分における変化

それでは、2000年の少年法改正は、ケースワークの減退という傾向に歯止めをかけることができているだろうか。結論を先取りすれば、2000年の少年法改正は、社会防衛や実体的真実の発見をも含んだ「司法的機能」の優位傾向の歯止めにはなっていない。それは、むしろ社会防衛の重視をますます促進し、ケースワークの後退をさらに後押ししているように見える。

まず、改正部分における変化を量的な観点から観察してみよう。2001年4月1日から2006年3月31日までの施行5年間で、少年法第20条第2項によるいわゆる「原則逆送」として216人、対象人員のうちの62% (N=349) が逆送されている。そのうち殺人による逆送が44件、対象人員中54.1% (N=77)、傷害致死によるものが108件、58.8% (N=190) となっている。法改正前の10年間 (1990年から2000年まで) の逆送率が、殺人で24.8%、傷害致死で9.1%であったことを考えると、少年法第20条第2項の創設は逆送率の上昇に著しく大きなインパクトを与えているといえそうである。⁽⁷⁾

検察官関与は100件行われている。その件数は、172件用いられている裁定合議よりも少ない。しかし、非行事実に関する争いが必ずしも顕在化していない場合であっても検察官の関与がなされており、事実の争いの有無を離れて非行結果の重大性のみを理由として関与の申し出が検察官から行われているという指摘もある。⁽⁸⁾

観護措置の特別延長は249件用いられている。期間別にその内訳を見てみれば、4

⁽⁶⁾ 藤原2006:160は、「一九八〇年代の家庭裁判所の変化は、試験観察制度の曲がり角になった。現状において、いまだそこを克服することができていない」と指摘している。

⁽⁷⁾ 家庭裁判所による終局決定と検察官の処遇意見との関係も、改正法のインパクトの指標として大きな意味をもつ。この点については、すでに斉藤2006b:215が詳しい分析を行っている。

⁽⁸⁾ 長岡他2006:220をとくに参照。

週間超が18.5% (46人)、5週間超が38.2% (95人)、6週間超が18.9% (47人)、7週間超が24.5% (61人) となっている。その一方で、観護措置に対する異議申立が容れられたのは、570件のうちわずか41件にすぎない。異議申立てに対する決定の内訳を見てみると、大半のもの (524件、91.9%) は観護措置決定に対するものとなっている。取り消しが認められた41件の内訳も、観護措置決定に対するものが95.1% (39件) となっており、更新決定が取り消されたのは、改正法施行5年間で2件のみ、しかも第1回目の更新決定に対するものが2002年4月1日から2003年3月31日までの期間と2003年4月3日から2004年3月31日までの期間にそれぞれ1件ずつ認められただけ、となっている。このように施行5年間の運用を量的に見てみると、観護措置・更新決定に対する異議の申立てが容れられ、決定が取り消される割合が一程度存在してはいるものの、更新決定についてはほとんど取り消しが行われていないことが明らかになる。⁽⁹⁾

(ii) 改正部分以外における変化

(a) 観護措置

注意を向けておきたいのは、2000年法が改正点以外の部分に与えている影響である。ここでは、比較的軽微な非行の領域における観護措置率と家庭裁判所に事件が係属する以前の段階における身体拘束、家裁による処遇勧告、そして少年院における平均在院日数の変化に目を向けておきたい。

まず、改正少年法施行後における刑法犯総数の観護措置の変化を目を向けてみれば、1999年に19.1% (13351人) だったものが2005年には20.9% (13226人) となっており、微増にとどまっているかに見える。また、特別法犯総数でも、26% (1960人) だったものが27.1% (1567人) となっているにすぎない。しかし、例えば、窃盗は13.3% (5849人) から17.2% (6563人) に、恐喝は36.9% (1887人) から49.8% (1262人) に、盗品譲受け等は4.8% (32人) から8.6% (84人) に、暴行は13.5% (83人) から19.4% (165人) に、傷害は35.8% (2826人) から42.9% (2520人) に、

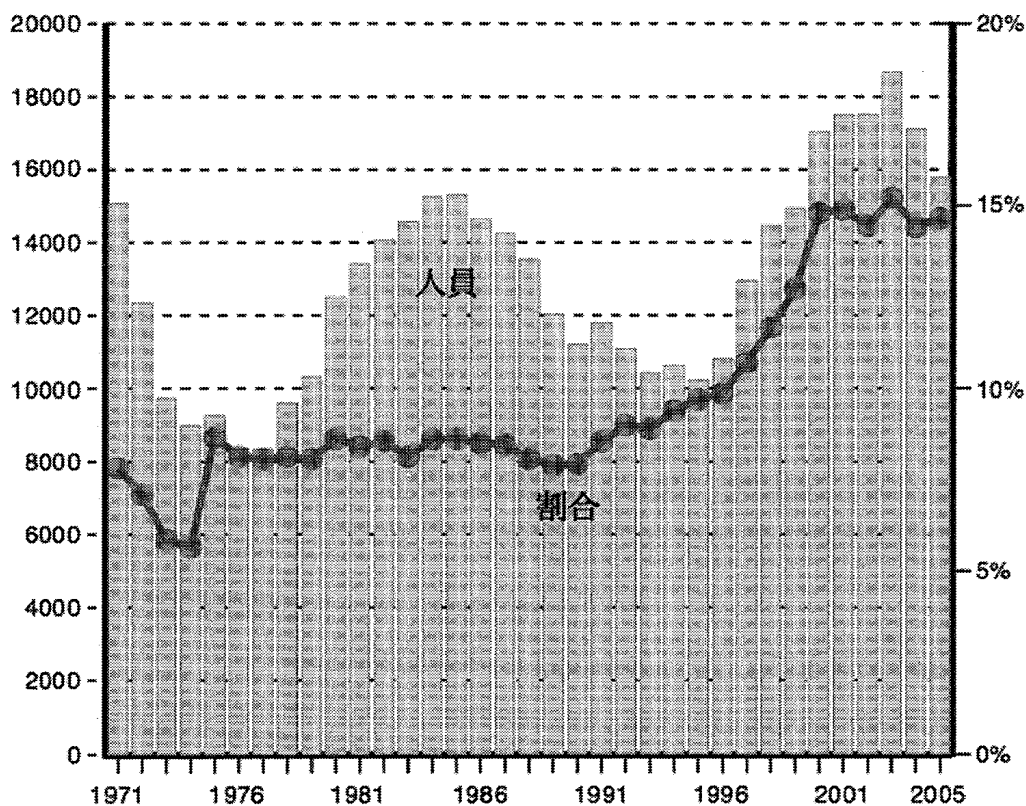
⁽⁹⁾ 少年審判規則第21条に基づく観護措置の職権取消しの運用については、そのみを明示した統計資料がない。矯正統計年報には鑑別判定に関する資料として「観護措置の取消し」の項目が存在するが、その母数となるのは少年鑑別所の鑑別判定を経たものである。また、そこでは、異議の申立に基づくものなのか職権によるものなのかの区別も明らかではない。

わいせつは48.1% (160人) から54.4% (181人) に、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反が29.1% (185人) から34.5% (218人) に、麻薬及び向精神薬取締法違反は65.1% (71人) から82.7% (167人) に上昇している。とくに比較的軽微な非行の領域において観護措置率が上昇していることが分かる。よく知られているように、観護措置率が受理時身柄付率と相似していることを考えれば、こうした数値の変化は、逮捕・勾留の増加をも示唆している。

(b) 逮捕・勾留

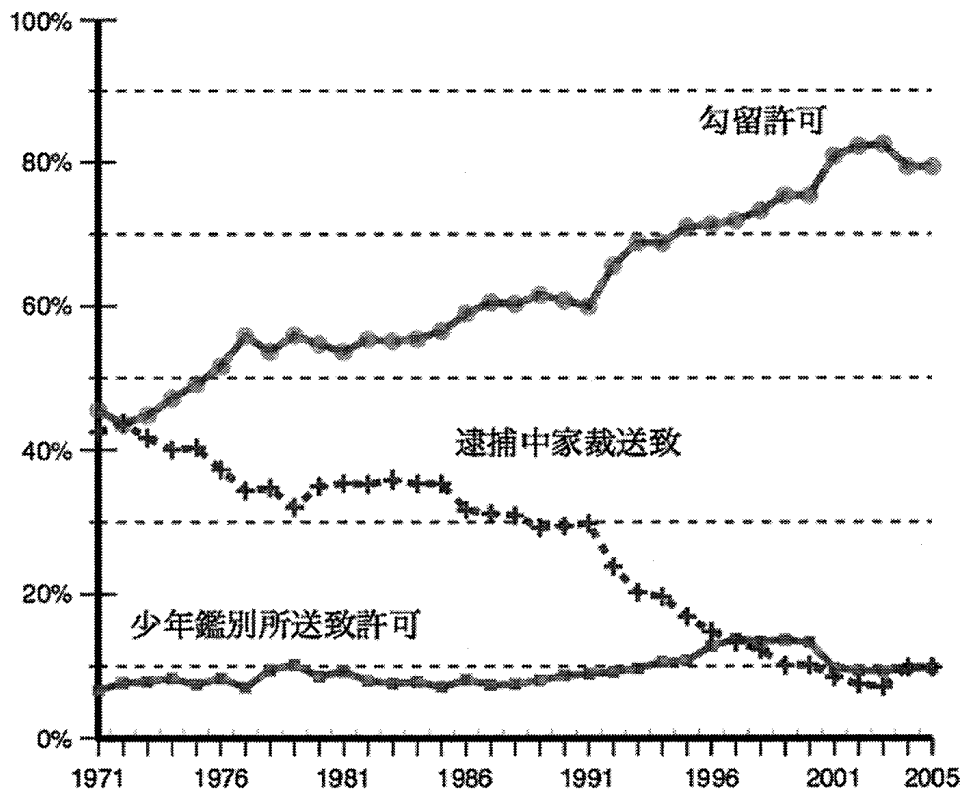
そこで、次に逮捕に関する統計の変化を見てみることにしよう。検察統計年報に基づき、処理時20歳未満の男子に関する逮捕の状況を見てみると、検察庁既済事件のうちすでに警察から事件が送致された際に身体拘束が行われているものの割合が増加していることが分かる。1999年に全処理件数のうち12.7% (14951人) だったものが、2005年には14.7% (15800人) に増加しているのである (図1)。この点は、

図1：警察から検察庁に身柄送致された人員と検察庁既済事件のうちの割合 (処理時20歳未満の男子)



検察統計年報に基づき作成

図2：検察庁において既済となった事件の逮捕後の措置（処理時20歳未満の男子）

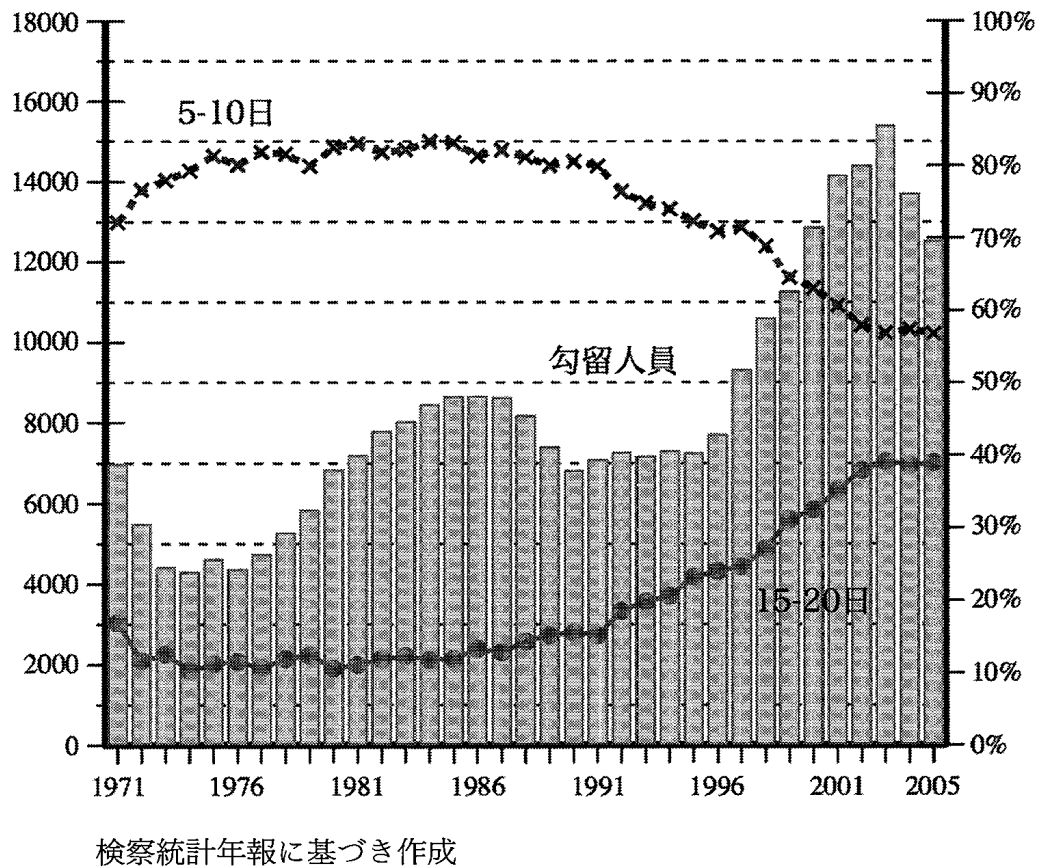


検察統計年報に基づき作成

処理時20歳以上の男子に関するものが同期間中49.1% (88309人) から44.8% (120810人) に減少していることを考える場合、なおさら特徴的な点として浮かび上がることになる。

また、処理時20歳未満の男子を対象として逮捕後にとられた措置を見てみると、逮捕中に事件が家裁に送致されているものの割合が減少している一方、それと対照的な形で、勾留が許可されているものが増加している(図2)。1999年と2005年の数値を比較してみると、前者が10.1% (1509人) から9.8% (1556人) へ減少しているのに対して、勾留が許可されたものは75.4% (11279人) から79.4% (12545人) に増加しているのである。同じく処理時20歳未満の男子の勾留期間に目を向けてみれば、それに相応する形で、5日から10日までの期間が減少する一方で、15日から20日までのそれが増加している(図3)。1999年と2005年の数値を対比させてみると、前者が64.5% (7277人) から56.8% (7126人) へと減少しているのに対して、後者

図3：検察庁において既済となった事件の逮捕後の措置として勾留された人員と勾留期間（処理時20歳未満の男子）



は31.1%（3511人）から38.9%（4888人）まで増加している。

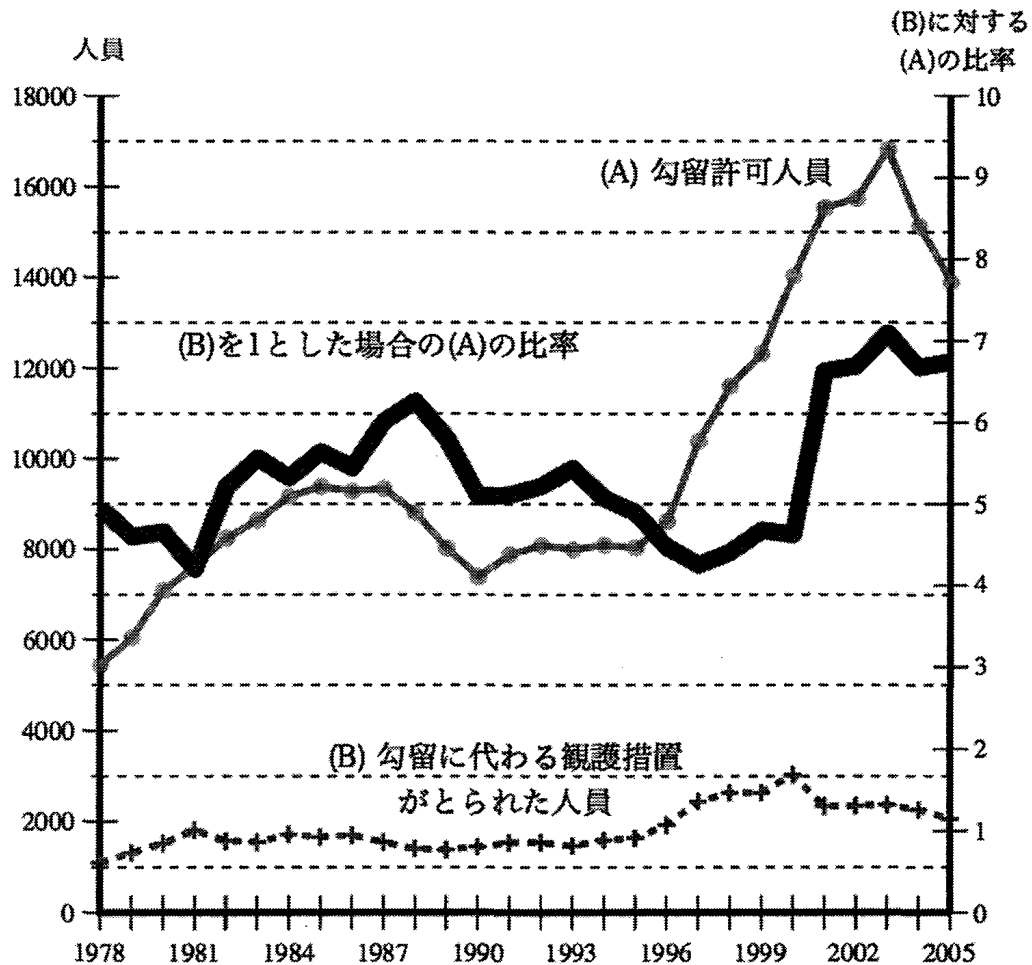
加えて、身体拘束の形態にも注意を向けておく必要がある。少年法は、勾留の請求と勾留状の発付を「やむを得ない場合」に限定し（少年法第43条第3項、第48条第1項）、勾留に代わる観護措置の活用を求めている（少年法第43条第1項）。また、勾留自体が回避できない場合でも、少年の成長発達を阻害しないように、少年鑑別所を勾留場所とすることを認めている（少年法第48条第2項）。それでは、勾留に代わる観護措置は、現実には、どの程度活用されているのだろうか。矯正統計年報によれば、勾留に代わる観護措置として少年鑑別所に収容されている少年は、1999年では2634人（2000年は3033人）だったのに対して、2005年において2059人にまで減少している。他方で、検察統計年報に基づき、逮捕後勾留が許可された人員を見てみると、1999年において12321人だったものが2005年では13886人に増加している。試みに、勾留に代わる観護措置の数を1とした場合の勾留許可数の比率を算出してみ

ると、1999年に4.7だったものが、2005年には6.7にまで増加している。法の要請とは裏腹に、少年であっても成人の場合と同様に勾留として身体拘束が行われる機会が増えているのではないかが懸念される（図4）。

以上のように見てみれば、改正少年法の施行後、身体拘束は早期化、長期化しており、なおかつ少年であることに特別の配慮が払われずに成人と同様に身体拘束が行われる機会が増えていることが明らかになる。もちろん、次のような理解もありえよう。すなわち、こうした傾向は長期的に見られるものであり、改正少年法施行後に新たに現れたものではない、というものだ。しかし、仮にそうであったとしても、改正少年法は、身体拘束の早期化と長期化という傾向に少なくとも歯止めをかけることができていないのである。⁽¹⁰⁾

⁽¹⁰⁾ こうした運用を目の当たりにする場合、「審判前の身体拘束の期間が4週間から8週間に引き上げられたこと」を例に引きながら、日本の少年司法改革の多くが「条約および少年司法に関する国際基準の原則ならびに規定の精神にのっとっていない」という懸念を示した、日本の第2回政府報告書に対する国連子どもの権利委員会の最終所見（CRC/C/15/Add. 231）の勧告は、極めて重大な意味をもってくる。最終所見は、「自由の剝奪が最後の手段としてのみ用いられることを確保するため、身柄拘束（審判前の身柄拘束を含む）に代わる手段の利用を増強すること」を勧告している。

図4：勾留と勾留に代わる観護措置



「勾留許可人員」は、検察統計上、検察庁において既済となった事件のうち逮捕後の措置として勾留が許可された人員である。

「勾留に代わる観護措置がとられた人員」は、矯正統計年報上、少年鑑別所における入退所事由別人員において、新収容事由として「勾留に代わる観護の措置」に分類されている人員である。

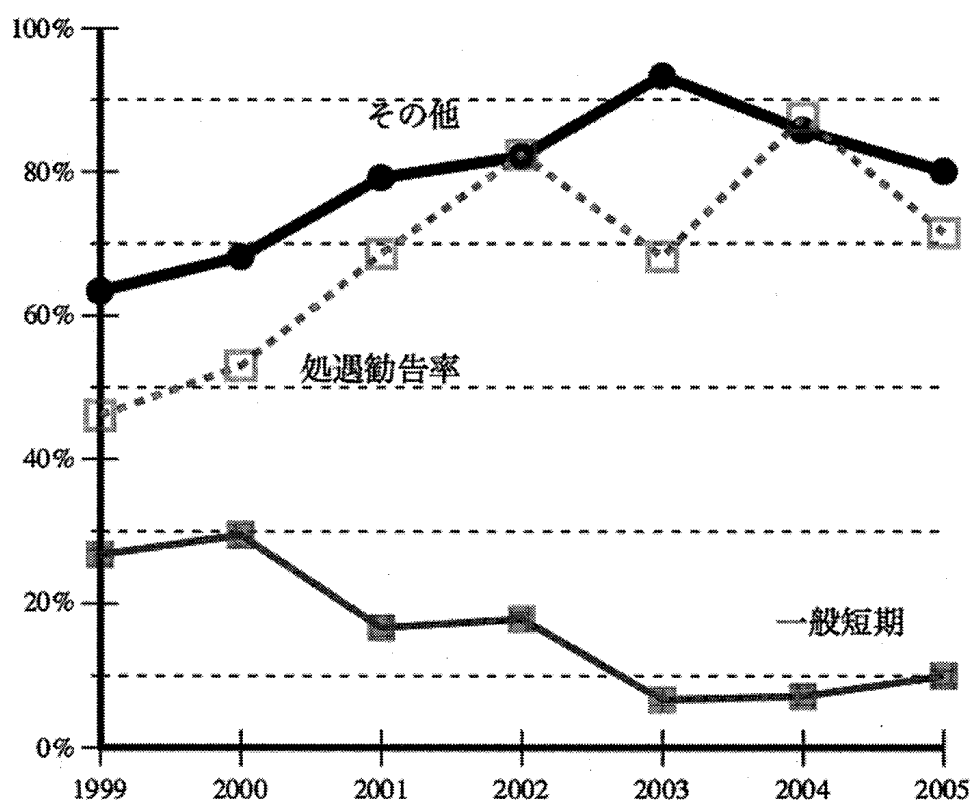
(c) 処遇勧告と少年院平均在院日数

次に、家庭裁判所が少年院送致決定を行う際の処遇勧告を見てみよう。総数で見ただけの場合、処遇勧告が付されたものの割合は減少傾向にあるものの、非行名によってはそれが増加しているものがある。例えば、傷害致死について見てみれば、1999年に46.1%だった処遇勧告率が2005年には71.4%にまで上昇している。さらに注意を向けておく必要があるのは、どのような処遇勧告が行われているのか、である。母数が小さいため慎重な解釈が要求されるが、司法統計年報から明らかになるのは、

改正少年法の施行以来一般短期処遇勧告が行われる割合が明らかに減少している一方で、「その他」の処遇勧告が増加しているということである（図5）。処遇勧告がなされた事件のうち「その他」が占める割合は、1999年において63.4%（26人）だったのに対し、2005年では71.4%（8人）になっている。司法統計年報上細分化されているのは、「一般短期」、「特修短期」、「比較的短期」と「その他」までであり、この「その他」に何が含まれるのかは明らかではない。しかし、傷害致死がいわゆる「原則逆送」の対象であること、同じ期間において、終局処分数を母数とした逆送率が4.5%から47.1%に増加していることを考慮すれば、長期処遇勧告やいわゆる「超長期処遇勧告」が増加している可能性も十分にあると考えられる。

最後に、長期処遇の対象になった少年院退院者と仮退院者の平均在院日数を見てみると、10日前後ではあるが、これも長期化していることが分かる。少年院退院者

図5：傷害致死事件終局人員のうち少年院送致決定の際に処遇勧告が行われたものの割合と処遇勧告の内訳（「一般短期」および「その他」の割合）



司法統計年報に基づき作成

についてみれば、1999年に368日だったものが2005年には376日となっており、仮退院者においては、同期間中377日だったものが386日となっている。

(iii) 改正法がもたらしている変化の意味

以上のように見てみると、改正少年法は、直接の改正対象となった審判手続にとどまらず、その前後に位置する捜査・矯正にまで影響を及ぼしていることが窺われる。とくに少年法第22条第2項の創設とそれを「原則逆送」と理解する実務運用は、例えば家裁調査官による調査内容やその方法に質的な変化をもたらし、あるいはまた社会事実に関する社会調査に対して「責任」や「非難」という法的な規範判断を優越させるという理論の有力化⁽¹¹⁾といった直接的な効果にとどまらず、厳罰化立法のシンボルとしての役割を果たすことにより、改正が及んだ部分以外にも影響を与えている可能性がある。そこでもたらされているのは、本来身体拘束に際して求められるセンシビリティの喪失や、非行の意味を社会事実に結びつけることの回避であり、身体拘束の意味の——身体拘束を自己目的とする方向への——変化であるといえるのではないだろうか。

3 少年司法の未来

(1) 現在の改革動向がもたらすもの

少年法上の身体拘束や処分の意味の変化、その判断材料としての調査のあり方とその「重み」⁽¹²⁾の変化は、触法少年・虞犯少年に対する警察による「調査」制度の創出や14歳未満の者の少年院収容、一号観察対象者の遵守事項違反に対する施設収容を柱とする2005年・06年改正法案からも窺うことができる。⁽¹³⁾もともと、ソーシャル・

⁽¹¹⁾ 「特段の事情」の有無で少年法第20条第2項による検察官送致事案に入るか否かを検討し、それにあたらな場合、第1項と同じ基準により改めて刑事処分相当性を判断していくという、いわゆる「二段階選抜方式」の提唱やその広がりは、その意味で重大な意味をもつ。「二段階選抜方式」の提唱とその広がりについては、北村2004：70、長岡他2006：7を参照。

⁽¹²⁾ とくに少年法第20条第2項によるいわゆる「原則逆送」事件に関するものを中心として、この間社会調査のあり方とその内容が変化していることが窺われる。この点に関しては、山崎2002、下坂2002、下坂2005、相澤2005を参照。

⁽¹³⁾ 2005・06改正案の総合的な問題点については、佐々木2005、村山2005、斉藤2006aを参照。一号観察対象者の遵守事項違反に対する施設収容構想の問題点の詳細については、武内2006a、武内2006bを参照のこと。なお、日本弁護士連合会2005aも参照。

ケースワークが身体拘束の謙抑性や最終手段性と密接に結びついていることを考えれば、こうした潮流は、ケースワークの後退と表裏一体になっているともいえる。⁽¹⁴⁾ 少年補導法制や少年補導条例制定の動きを視野に入れば、家庭裁判所による専門的なケースワークが後退する形で少年「司法」による「保護」が希釈・拡散⁽¹⁵⁾されているだけでなく、それが児童「福祉」をも浸食している状況があるともいえるであろう。

ところで、現在、狭い意味での少年司法においてのみならず、刑事司法の捜査・公判・行刑・更生保護それぞれの段階において、制度改革が急速に進められている。⁽¹⁷⁾ そこには、例えば、検察における取り調べの可視化や被疑者公選弁護、矯正段階における社会との連携措置など、一定の範囲においてはあがあるが肯定的に評価できる側面をもつものも含まれている。⁽¹⁸⁾ しかし、これらの刑事司法改革は、総体として見れば、少年司法におけるケースワークの拡充を促すものではなく、むしろ2000年改正による矛盾を拡大させる危険性が高い。例えば、代用監獄の存置は——検察官の審判関与と相まって——適正な事実認定を行うには子どもの意見を傾聴することが不可欠であるという調布駅事件や草加事件からの教訓を無に帰し、冤罪の危険性を高めるばかりか、少年の身体拘束に求められるセンシビリティをさらに喪失させる危険性をもつ。裁判員制度は、逆送後の少年が直面している公開審理における主体的な手続参加の難しさを増幅させるだろう。⁽¹⁹⁾ さらに、一連の更生保護改革による監視の強化は、成長の過程における試行錯誤を許さず、一号観察をも含めて更生保護の領域におけるケースワークのあり方そのものを変化させる危険性をもつ。

⁽¹⁴⁾ 武内2006a、武内2006bでは、一号観察対象者の遵守事項違反に対する施設収容構想を素材として、現行法の立法時の説明と比較法上の知見に基づき、この点の確認を試みた。

⁽¹⁵⁾ この動きは、2004年12月に公にされた「少年非行防止法制に関する研究会」による「提言」（少年非行防止法制に関する研究会2004）を経て、2006年3月に制定された「奈良県少年補導に関する条例」へと至っている。弁護士会によるその問題点の指摘については、奈良弁護士会2006a-d、日本弁護士連合会2005b、日本弁護士連合会2006aを参照のこと。

⁽¹⁶⁾ 少年保護の「拡散現象」は、「戦後非行第三の波」を背景とした少年補導の拡大が見られた1980年代において、すでに福田雅章により指摘されていたものであった。福田2002：444を参照。

⁽¹⁷⁾ それぞれの具体的な内容については、司法制度改革審議会2001、行刑改革会議2003、未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議2006、更生保護のあり方を考える有識者会議2006を参照のこと。

⁽¹⁸⁾ もっとも、検察段階における取り調べの録音・録画ひとつをとってみても、検察官の裁量によるもので十分か、結局のところ取り調べの全過程を録音・録画しなければ供述の任意性は確認できないのではないかなど、重大な疑問がある。

⁽¹⁹⁾ 逆送後の少年が主体的な手続参加を阻害されている事態が生じており、適正手続保障の脈絡においても解決されるべき問題が存在していることについては、とくに、渕野2006を参照。このことを勧告すれば、いわゆる刑事裁判耐性を踏まえた判断が裁判所には要請されることになる。

このように、一連の刑事司法改革は、2000年改正法による矛盾を拡大し、少年司法のあり方に根本的な変化を迫る可能性を持っている。しかし、そこから表出する矛盾と緊張は、逆に、少年司法の積極的な存在意義を改めて浮かび上がらせ、未来の見取り図を描く際のひとつの出発点になるようにも思われる。

例えば、刑事施設や少年施設の過剰収容下において厳罰化を推し進めることは、刑事政策上も財政上も、限界に直面する。施設収容を無限に行うことはできない。そうである以上、厳罰化の進行は、同時に、社会内処遇の拡充を喫緊の課題として浮かび上がらせ、その基本的なあり方として監視によるのか援助を軸に据えるのかという緊張関係をさらに浮き彫りにするだろう。また、裁判員制度を前提とする刑事手続への逆送は、少年に対する公開審理の問題性と限界を必然的に問うことになる。⁽²⁰⁾少年が、公開審理に、しかも多くの大人に囲まれる形でのそれに、果たして耐えられるのかは、個別的な逆送判断の際に重大な問題とならざるをえない。それを超えて、このことは、少年に対する手続がなぜ公開で行われうるのか、典型的な判断としても疑問を抱かせ、「原則逆送」にとどまらず、逆送規定一般の妥当性を立法論的に問わせずにはおかないだろう。⁽²¹⁾また、裁判員制度による民衆参加は、家庭裁判所の「専門性」を改めて問うことにもなる。市民が抱く非行の社会的背景への関心は、場合によっては、「原則逆送」対象事件に関する調査を形式的なもので終わらせず、社会的な原因ないしは背景にまで踏み込んだものへと戻していく契機となるかもしれない。簡易送致の増加と補導法制の広がり、警察による処遇の是非を問うことの裏面として、家庭裁判所調査官の専門性と処遇能力を必然的に問う。裁定合議制度や処遇意見を付する事件の増加は、処遇選択に関する家庭裁判所の裁判官の能力を必然的に問うことになるであろう。⁽²²⁾

⁽²⁰⁾ 2006年7月に法制審議会に「被収容人員適正化方策に関する部会」が設置され、社会奉仕作業などの導入につき検討することとされたことは、この問題状況を端的に表している。

⁽²¹⁾ 少年の「内省」を強調したとしても、公開の刑事裁判が有益であるとはいえないことについては、十倉2002をとくに参照。

⁽²²⁾ いわゆる刑事裁判耐性の問題を視野に入れて少年法第55条による移送のあり方を論じるものとして、本庄2006を参照。また、それを踏まえた少年法第20条第2項の解釈のあり方については、とくに本庄2005、武内近刊を参照のこと。

⁽²³⁾ 現行の少年審判規則第38条第1項は、「保護処分決定をした家庭裁判所は、当該少年の動向に関心を持ち、随時、その成績を視察し、又は家庭裁判所調査官をして視察させるように努めなければならない」と規定している。こうした規定を努力規定や訓示規定ではなく、義務的な規定と理解することも、必要であるように思われる。また、2000年改正法により導入された裁定合議制度は、対象事件を絞っていない。そのため、論理的には、真犯・触法・犯罪少年のいずれも、事実認定や要保護性認定の別を問わずに、裁定合議制度の対象になりうる。要保護性認定も合議の対象

(2) 将来の見取り図

(i) 刑事司法モデルの限界と問題

以上のように少年司法が現在抱えており、あるいは近未来に直面しうる課題を直視した場合、いわゆる刑事司法モデルは、少年司法の未来の見取り図を描く際に有効な視角を用意しえない。

実体面についていえば、責任概念では、少年の要保護性の動的な変化を把握することは難しい。むしろ、あらゆる少年事件について、現在量刑や「原則逆送」事件でとられているのと同様の枠組みで判断が行われ、少年が抱える問題とそれへの対処が「責任」の範囲内で考慮されるにすぎなくなる危険性が高くなる。手続面についていえば、判決前調査を超えるようなケースワーク的な働きかけや調査制度は、刑事法的な概念から積極的に導出されるものではない。むしろ、刑事訴訟手続と同じレベルで無罪推定を強調していけば、調査やケースワーク的な働きかけはむしろ問題のあるものとも位置づけられえよう。仮に、厳罰化に対する歯止めを強調し、そこに問題の焦点を絞るとしても、刑事司法制度そのものが厳罰化に傾き、過剰収容についてさえ有効な処方箋を示すことができていない現状を目の当たりにする場合、刑事司法モデルの有効性には根本的な疑問が生じざるをえない。⁽²⁵⁾

(ii) 「関係性」と少年司法の社会性

そうだとすれば、福祉モデルになおこだわりをもち続けることにも理由があることになる。とくに日本の少年司法が遅くとも1980年代から直面し続けている課題に鑑みれば、家庭裁判所創設当時⁽²⁶⁾に示された独立的・民主的・科学的・教育的・社会的性格という指針は、現在もなお重要性を失ってははいない。今日これらの指針をとらえ直す際に理論的な課題として残っているのは、とくに、独立的・科学的・教育的性格と民主的・社会的性格の内容をどのようにとらえ、それら相互の関係をどの

になる以上、合議に関与する裁判官には、人間行動科学に関する基礎知識をも含んだ要保護性に関する理解と少年事件を担当するにふさわしい資質が求められていると理解するのが、素直であろう。

⁽²⁴⁾ 佐伯2001は、この点を強調し、保護処分も責任に基づく制裁として位置づけるべきことを主張する。

⁽²⁵⁾ 日本の少年司法が現在抱える問題を前提とした場合の刑事司法モデルの問題性と限界性に関しては、武内2004a：472、武内近刊も参照のこと。

⁽²⁶⁾ 宇田川1969：121を参照。

ように考えるのか、である。

この点とのかかわりで、ひとつの試みとして注目されるのが、子どもの権利を「関係性」という観点から把握する⁽²⁷⁾見解や、処遇のあり方や非行の問題を「関係性」の観点を軸に分析していこうとするアプローチ⁽²⁸⁾である。この「関係性」という観点を少年司法の社会性に接合することで、少年司法のあり方を新たに描くことも可能であるように思われる⁽²⁹⁾。

例えば、現在「要保護性」という基本概念について混乱が生じていることが、とくに「原則逆送」事例を通して明確になっている。例えば、非行結果の重大性を強調し、それゆえに要保護性がないために刑事処分相当であり検察官に送致する、という論理をとる審判例も散見されるようになって⁽³⁰⁾いる。ここには、一方で、「保護相当性」を「要保護性」要素と認めるかどうかという点に関する伝統的な争いが投影⁽³¹⁾されていると理解できる。しかし他方では、少年（非行）と社会との「関係性」を抜きにして「要保護性」という概念を用いることに果たして意味があるのか、あるいは「ソーシャル」なものではない「ケースワーク」というものが成立しうるのかという根本的な問題も、ここでは提起されているように思われる⁽³²⁾。少年司法において「ソーシャル」ケースワークがなお有用性をもち、それに代わるだけの基本的技法を用いることができる状況にないのであれば、「要保護性」も少年の資質のみに還元することはできず、むしろ少年と社会との「関係性」を中心として構成されるべきものだとはいえないだろうか。

適正手続保障についても同様の視角からとらえ直しが可能であり、またそれが必

⁽²⁷⁾ とくに、大江2004を参照。

⁽²⁸⁾ とくに、松嶋2005を参照。

⁽²⁹⁾ もっとも、このように「関係性」に着目すること自体は、必ずしも新しい発想ではない。むしろ、調査・審判、矯正・保護といったそれぞれの局面においてこれまで発展してきたソーシャル・ケースワークの思想や技法のなかには、すでにこの「関係性」の視点が含まれているともいえる。しかし、今日においてこの視点を改めて権利論の脈絡で確認、強調しておくことは重要であるように思われる。

⁽³⁰⁾ 実務上「原則逆送」と理解されている少年法第20条第2項該当事案において、とくにこうした「要保護性」概念の混乱が生じていることについては、正木2006を参照。

⁽³¹⁾ 要保護性要素として「保護相当性」の概念が出現した経緯やそれが果たしてきた機能、その問題性については、澤登他1968：311を参照。

⁽³²⁾ この問題は、家庭裁判所調査官による「社会調査」がどのような目的をもっているのかという問題、さらにはそもそも家庭裁判所は「処分決定機関」にとどまるのか、それとも「処遇機関」でもあるのかという問題につながっていくことになる。この点、刑事司法モデルは、家庭裁判所の「処分決定機関」の側面を強調することと親和的であるように思われる。この問題に関連して、実体法理論としての審判対象の問題について、今後、問題の再整理が必要になるだろう。

要でもあるように思われる。この点について、近時、裁判官を中心とした手続関与者と少年とのコミュニケーションという観点から適正手続保障をとらえ直そうとする試みが見られる。⁽³³⁾ この見解は、具体的には審判手続における事実認定を念頭に置いたものであるといえるが、この枠組みによれば、たとえば調査段階や矯正・保護段階をも射程に入れて適正手続保障のあり方を統一的に理解できる可能性がある。単純に少年司法制度を成人制度に近づけて理解することになれば、少年司法の総体としてはケースワークが後退することになりかねない。⁽³⁴⁾ このことを考慮しても、少年のコミュニケーションや手続参加という観点から「関係性」を問うアプローチは、少年の特性に実質的に目を配りながら適正手続保障を構築できる点で有用であり、また実りの多いものである。⁽³⁵⁾

(iii) 家庭裁判所の社会性

少年司法の将来の見取り図を描く際に最大の課題になるのは、家庭裁判所の調査機構の位置づけと役割であろう。少年司法制度の歴史を見る場合、社会国家思想や

⁽³³⁾ 中川孝博は、少年審判において実現すべき「事実認定の適正化」を、手続参加権保障を念頭に置きながら、「少年が傷つけられることなく、尊重される審判過程、すなわち、少年と他者とのコミュニケーションが適切になされる審判過程を実現して正確な事実認定をすること」と理解している(中川2006:83)。葛野尋之も、同様の観点から、コミュニケーションを通じた手続参加を媒介として、適正手続と教育機能が結節することを指摘している(葛野2006:48)。このような「適正手続」のとらえ方自体は、日本においては比較的古くから存在していたともいえる。たとえば、終戦直後の時期に少年保護手続においても「法の正統な手続」を保障する必要性を説いた沼邊愛一は「少年自身の物語の重要性」を指摘し、手続に一定の定式性が認められることも「裁判所の少年の福祉に対する熱意と公正な態度とを少年や保護者に理解させ彼等に信頼感を与えるように手続を進める」ためのものと位置づけていた(沼邊1954:228)。また、先の少年法改正論議期において裁判実務家の立場から「一人三役」論と手続二分論を論じた三井明も(三井1971)、時代が下ってからではあるが、裁判官は審判廷での少年の主張や弁解を虚心に聴かなければならないこと、「少年が心を開いて、いいたいことを十分にいえるように」すべきこと、その結果、あらかじめ形成された心証が揺らぐならば、決して固執することなく、謙虚に既成の心証を再検討すべきこと、を指摘していた(三井1984:250)。しかしながら、今日必要なのは、少年の手続参加や少年とのコミュニケーションといった視座が「新しくない」ことを強調することではない。むしろ重要なのは、これらの視点が日本の少年司法における適正手続保障論の系譜で核心を占め、通奏低音となってきたこと、それにもかかわらず、とくに1990年代以降は家庭裁判所実務家によっても強調される機会が少なくなり、部分的にはその否定と理解できる見解が登場してもいることを確認することである。この点については、改めて検討する機会をもちたい。

⁽³⁴⁾ この点は、弁護士付添人選任権の保障についてもあてはまる。たとえば、佐伯1996は、弁護人選任権(弁護士付添人選任権)を念頭に置きながら、「適正手続保障」が幅のある概念であることを指摘し、少年保護手続においても刑事訴訟手続同様の「適正手続保障」が求められるのは、両者が「制裁機能」をもつ点で共通しているからであると主張している。しかし、それでは、総体として、少年司法における福祉的機能の後退は免れえないように思われる。こうした見解の歴史的位相については、武内2004b:123を参照のこと。

⁽³⁵⁾ このような考えからは、参審員・職業裁判官の別を問わずに、少年事件に携わる裁判官に教育能力と教育経験を求めているドイツに見られる制度は、コミュニケーションの適正化や権利保障の実効性の担保という観点からも肯定的に評価することができる。

社会改良運動を背景とした少年裁判所運動の中で、「社会的なもの」として誕生した少年裁判所が徐々に「国家的」色彩を強めた、という仮説も成り立ちうるように思われる。⁽³⁶⁾ 仮にそうだとすれば、家庭裁判所を国家機関として位置づけるのか、それともそれと対立しうる——少なくとも「国家機関」としての役割に尽きない——「社会的なもの」と理解するのかは、重要かつ根本的な問題であるように思われる。家庭裁判所の専門性をいうにしても、その基本的性格をどう理解するのかにより、その意味合いは異なってくることになる。

この点で、補導法制をめぐる問題と「原則逆送」事案における調査のあり方の問題を——構図内の配置にとどまらずに、構図の外に置くことも含めて——どのように位置づけるのかは、間違いなく、家庭裁判所や調査機構の将来像を描く際の試金石になる。

生活保障から——その役割の減退によって後押しされてもいる「不安」への対応が高唱される形での——「安全」の保全へと国家の役割の重心が移され、「司法機関」であることが「治安維持機関」であることと重ね合わせられている状況の中で、家庭裁判所の国家機関としての役割が強調されるのであれば、そこでの調査は——「処遇機関」としてではなく、単なる「決定機関」として判断を行うための材料を収集することすら超えて——リスク管理のための情報収集という色彩を強く帯びてくることになる。この点で、いわゆる「原則逆送」事案において少年に対する「援助」の観点と切り離された「調査」が見られるようになってきていること、あるいはその観点を踏まえた調査が行われていたとしてもなお結果が重大であることから「原則」通り逆送する、との判断方法がとられ始めていることは、家庭裁判所の国家機関化と連動して「調査」の意味が変化し始めていることの表れであるとも理解することができる。⁽³⁷⁾ しかし、「調査」がリスク管理の判断資料の収集という性格を帯びるので

⁽³⁶⁾ つまり、「社会国家」の意味合いがふたつの世界大戦を経験する中で変化し、公共性が「社会的なもの」と「国民的なもの」が融合した空間に位置づけられるようになった、という福祉国家に関する分析は、少年司法の領域にも妥当するのではないかと考えるのである。この視角から問題をとらえる場合、単純に「保護対刑罰」、「司法対行政」の枠組みの中で少年保護の問題を問うことでは不十分であり、むしろ「保護」や「福祉」という言葉で表される事柄の内実を問うべきことになる。保安処分との異同を問う形で、保護処分と少年の権利、家庭裁判所の調査の位置づけを、この「福祉」をめぐる緊張関係の中で論じ、「社会性」が少年司法や司法福祉の生命線であることをあぶりだして見せた山口幸男の一連の研究は、その意味でも、先駆的な意味をもっている(山口1968、山口1969。山口1999も参照)。これらの点については、比較法的知見を交えた歴史研究を踏まえ、改めて検討する機会をもちたい。

あれば、それが警察による補導活動とどのように違うのかが、必然的に問題とならざるをえない。言葉を換えて問題を再度整理すれば、本来成長発達の保障を行うべき機関が少なからずリスク管理の役割を担い、本来の性格としてその活動が成長発達の保障というよりもリスク管理に傾きがちな機関が「保護」のレトリックの下で補導活動を行う、という転倒の中で、家庭裁判所や調査機構の意味をどのようにとらえ直すのか、が問われているのである。

これまで、簡易送致の拡大や警察による補導が否定されるべき理由——別言すれば、⁽³⁷⁾ 処遇機関でもある家庭裁判所への事件送致については全件送致主義が守られなければならない、警察による処遇が否定されるべき理由——として挙げられてきたのは、警察消極の原則に加えて、処遇機関である家庭裁判所が擁する調査官の人間行動科学分野の専門性や組織・運営の民主性というものであった。⁽³⁸⁾ その際、調査機構が、捜査機関とは切り離された司法機関に属しているということも、こうした論拠を積極的に支えるものであった。行政機関と司法機関、捜査・治安維持機関と処遇・⁽³⁹⁾ 人権保障機関とを対置する図式は、現在でもなお重要な視角を与えてくれる。

しかしながら、一方で、治安の維持や一般予防の必要性が高唱される中で、家庭裁判所の処遇機関性が縮小されるとともに、「司法機関」であることの意味が「治安

⁽³⁷⁾ いわゆる「原則逆送」事案において見られたこうした判断方法を死刑事件についてあてはめたものであるとも理解しうる、いわゆる光事件に関する最高裁判所平成18年6月20日判決は、その意味で象徴的である。

⁽³⁸⁾ 調査機構のあり方は、少年法改正要綱の構想を契機として、捜査機関による事件不送致の構想（「司法前処理」構想）、少年に対する交通反則通告制度の適用、簡易送致基準の引き上げなどの動きとともに、激しく議論された問題であった。家庭裁判所実務家にとっても「寝耳に水之感」（森田1971：941）があると評された簡易送致基準の引き上げに関する議論として郡司 1970、少年に対する交通反則通告制度に関して宮澤1968、玉井他1969、兼頭1970、菊田1970、宮澤1970a-c、糟谷1970、白井＝林1970を、調査機構をめぐる議論として菊地1967、井上1968を、総合的な議論として守屋1970、守屋1972、守屋1976、糟谷1974をとくに参照。いわゆる「司法前処理」構想を支持する立場からの議論については、北島1977、亀山1971a-bを参照。こうした動きが、警察による補導対象の拡大や処遇権限獲得の動きと連動していたことは、小野島1970の主張を見るだけでも明らかである。

⁽³⁹⁾ 守屋克彦は、少年法の福祉的性格と民主的性格を基点として、科学性と判断の公正さが求められる調査を司法機関である家庭裁判所が行う必要性を主張したのであった。その際、守屋は、現行少年法が旧少年法と異なり審判機関を行政機関ではなく司法機関としたことの意味を「社会防衛の目的と少年の人権の保護という二つの対立した利益の調和をはかる手続の主宰者としては、国家的な政策が直接処遇に反映しやすい行政機関よりも司法機関の方法が秀れている」（守屋1970：74-75）ことに見いだしている。「社会化された手続として関係行政機関や地域の社会資源の意見を反映し、しかも保護という名目で国が不当な内容の教育を行うことに対しては保護者や附添人に権利主張の機会を与えながら、具体的に妥当な処遇方法を発見していく手続は、司法機関の手続にしてはじめて可能なのであり、この手続の面に現行法の民主的な性格、福祉的な性格の中心がある」という守屋の議論は、現在なお有効性をもっており、現在の問題状況に鑑みても極めて重要な視点を提供している。

維持機関」であることと重なり合わせられ、他方で、少年に対する援助の観点と切り離された「調査」が浸透していくという状況が進むのであれば、現在とは別の方法で少年司法の「社会性」を担保することが必要になってくるかもしれない。全件送致主義を法治国家原則から裏づけ直す一方で、国家機関化した家庭裁判所から調査機構を切り離し、その代わりとして民間の援助団体や専門家の関与を制度化すると同時に、そのような⁽⁴⁰⁾対等の地位をもつ機関の調査・援助の活用を家庭裁判所に義務づける⁽⁴¹⁾というのも、一定の社会的な条件が整えば、現実的な選択肢のひとつになりうる。私見としては、現段階においては、家庭裁判所調査官の増員を求めるとともに、法治国家的保障とともに家庭裁判所のソーシャル・ケースワーク能力や組織・運営の民主性を根拠として全件送致主義を堅持した上で、家庭裁判所の調査（官制度）をなお発展・充実させていき、それを家庭裁判所全体の「社会性」を探る基点とすべきであると考えているが、その場合であっても、たとえば退職した調査官や民間の専門家との協力を通して、その社会性や民主性を不断に保持・拡充していくことが不可欠になる。

いずれにしても、現在の問題状況が、少年司法制度の社会性の保持や少年司法の将来像にとって大きな分岐点になっており、現在の選択が将来を大きく規定する状況にあることは否定しがたいように思われる。

4 おわりに

本稿では、少年司法制度を取り巻く問題状況を見た上で、その将来の見取り図をごく簡単に素描することを試みた。少年司法制度を維持し、健全に発展させていくには、その社会性を保持することが不可欠であるように思われる。このことは、現

⁽⁴⁰⁾ その場合であっても、「調査機構」は捜査機関とは距離を置いた専門的なものでなければならず、その結果を捜査機関による少年補導などに用いることは許されない。このことは、調査者と被調査者との信頼関係や個人情報保護から見れば、むしろ当然の帰結であるというべきだろう。そもそも少年補導については、その権限が法定されれば問題が解消されるわけではなく、そのプライバシー領域への侵襲性を考える場合、行政警察活動になじむものであるかどうかとも疑わしい。

⁽⁴¹⁾ 現在でも、社会調査は任意のものであると一般に理解されているといえる（田宮＝廣瀬2001：102を参照）。その点を出発点として、なぜ全件調査が求められるのか、刑事手続における証拠の扱いなどと異なり、なぜ形式性をもった手続を踏まえずに家庭裁判所がそれを用いることができるのか、を問うてみることも、家庭裁判所や調査の役割・その本質的性格を浮き彫りにするために有用な作業であるように思われる。

在大きな課題となっている被害者問題への対応を視野に入れる場合でも、変わるところがないだろう⁽⁴²⁾。

すでに、1960年代末、少年法改正論議の中で家庭裁判所と調査制度の位置づけが問われた時代に、山口幸男は、「一方において少年裁判における人権保障手続が強化されぬまま、他方においてかかる司法福祉の破壊が進行するならば、それはわが国においても少年裁判の理想を単にくずれゆく夢と化するだけでなく、少年たちが手に入れた諸権利を抹消することになるであろうことは確かである⁽⁴³⁾」と喝破していた。なぜか。山口によれば、「司法福祉が迅速な選別活動と化し、少年の姿が生き生きととらえられないということは、それがたとえどんなに科学化され、どんなに専門職化されても(…中略)、いやそうなればそうなほど、司法福祉は少年やそれを取りまく諸環境のリアルな問題から身を遠ざけ、少年を全体の状況のなかに位置づけることを拒否し、教育活動や具体的な福祉活動の立場から、部分的観照の立場に身をひくことにほかならないから⁽⁴⁴⁾」(強調傍点原文)である。

「調査」の本質的な意味とその実践的な意義を中心として、現在、家庭裁判所と少年司法のあり方が、再び——そしておそらくは戦後最も深刻かつ根本的な形で——問われている。現在においてもなお「法の復興」と同様、あるいはそれ以上に「司法福祉の復興」を叫ばなければならない状況があるのだとすれば、将来の少年司法の見取り図を描く際の軸足は、社会性と民主性に据えられなければならないだろう。

【付記】 本稿は、2006年8月6日に開催された日本司法福祉学会第7回大会における第6分科会「少年法の現在と将来の見取り図」における報告原稿に基づくものである。なお、統計データは、最新のものに改めている。多くのご質問・ご意見を頂いた参加者の方々には、この場を借りてお礼を申し上げたい。また、本稿は、科学研究費補助金(若手B)[研究課題名:少年司法における「未決」段階の身体拘束に関する総合的研究、課題番号:18730049]の助成による研究成果のひとつである。

⁽⁴²⁾ 被害者との調停や和解の制度化の是非についても、「国家的なもの」と「社会的なもの」の緊張関係の中で位置づけを検討する必要があるように思われる。

⁽⁴³⁾ 山口1969:76-77。

⁽⁴⁴⁾ 山口1969:77。

参照文献

- 相澤重明 (2005) 「要保護性調査の基本的な視点」 齊藤豊治＝守屋克彦編『少年法の課題と展望 第1巻』成文堂 90-104頁
- 井上治雄 (1968) 「あるべき調査機構について」 家調協雑誌2号 58-66頁
- 宇田川潤四郎 (1969) 『家裁の窓から』 法律文化社
- 大江洋 (2004) 『関係的権利論——子どもの権利から権利の再構成へ』 勁草書房
- 小野島嗣男 (1970) 「少年のための少年法論議を——少年補導活動からみた全件送致主義制度の問題点——」 法律のひろば23巻9号 39-43頁
- 糟谷忠男 (1970) 「少年に対する「交通反則金」の適用の可否」 判例タイムズ243号 26-33頁
- (1974) 「いわゆる軽微事件の処理について」 家庭裁判月報26巻11号 85-98頁
- 葛野尋之 (2006) 「少年司法における対話」 法律時報78巻12号 44-49頁
- 亀山継夫 (1971a) 「少年事件の司法前処理 (上)」 警察学論集24巻7号 31-43頁
- (1971b) 「少年事件の司法前処理 (下)」 警察学論集24巻8号 117-143頁
- 菊田幸一 (1970) 「交通反則通告制度の少年への適用——少年法改正の動きと関連して——」 判例時報586号 18-19頁
- 菊地和典 (1967) 「調査と調査機構論」 家調協雑誌創刊号 7-14頁
- 北島敬介 (1977) 「少年法改正答申における「捜査機関による不送致」」 警察学論集30巻9号 60-79頁
- 木谷明＝家令和典 (1998) 「証拠調べの範囲・限度・方法——流山事件」 田宮裕編『少年法判例百選』 有斐閣 94-95頁
- 北村和 (2004) 「検察官送致決定を巡る諸問題」 家庭裁判月報56巻7号 49-114頁
- 行刑改革会議 (2003) 「行刑改革会議提言——国民に理解され、支えられる刑務所へ——」
[<http://www.moj.go.jp/KANBOU/GYOKEI/KAIGI/teigen.pdf>]
- 郡司宏 (1970) 「「簡易送致」について——少年法改正問題との関連において——」 法律時報42巻13号 112-119頁
- 兼頭吉市 (1970) 「交通事件と少年法の改正」 自由と正義21巻9号 8-12頁
- 更生保護のあり方を考える有識者会議 (2006) 「「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書 更生保護制度改革の提言——安全・安心の邦づくり、地域づくりを目指して——」 [<http://www.moj.go.jp/KANBOU/KOUSEIHOGO/houkoku02.pdf>]
- 最高裁判所事務総局 (1990) 『家庭裁判所四十年の概観』 家庭裁判資料144号
- (2000) 『家庭裁判所五十年の概観』 法曹会
- 最高裁判所事務総局家庭局 (2006) 「平成12年改正少年法の運用の概況 (1) ～(6)」
[<http://www.courts.go.jp/about/siryo/saiban/sonota/>]
- 齊藤豊治 (2006a) 「少年法の第2次改正」 齊藤豊治＝守屋克彦編『少年法の課題と展望

- 第2巻』成文堂 271-318頁[斉藤豊治『少年法研究2——少年法改正の検討』(成文堂・2006年) 251-295頁に再録]
- (2006b)『少年法研究2——少年法改正の検討』成文堂
- 佐伯仁志 (1996)「少年保護手続における適正手続保障と弁護人の援助を受ける権利」法曹時報48巻12号 1-35頁
- (2001)「少年法の理念——保護処分と責任——」猪瀬慎一郎＝森田明＝佐伯仁志編『少年法のあらたな展開』有斐閣 35-54頁
- 佐々木光明 (2005)「少年法二〇〇五年「改正」の批判的検討——検証指針としての子どもの権利条約と国連勧告」法と民主主義40号 55-60頁
- 澤登俊雄＝谷誠＝兼頭吉市＝中原尚一＝関力 (1968)『展望少年法——非行少年の発見から処遇まで——』敬文堂
- 司法制度改革審議会 (2001)「司法制度改革審議会意見書——21世紀の日本を支える司法制度」
- 下坂節男 (2002)「20条2項事件の調査事務上の諸問題」犯罪心理学研究40巻 240-241頁
- (2005)「原則逆送と社会調査」斉藤豊治＝守屋克彦編『少年法の課題と展望 第1巻』成文堂 222-229頁
- 少年非行防止法制に関する研究会 (2004)「少年非行防止法制の在り方について(提言)」[<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen14/teigenpdf/teigen.pdf>]
- 全司法労働組合 (2004)「諮問第72号要綱(骨子)に対する意見書」[<http://www.zenshiho.net/syonen/041202.htm>]
- 全司法労働組合 (2006)「少年法「5年後見直し」にあたっての提言」[<http://www.zenshiho.net/syotai/060113.html>]
- 白井皓喜＝林有 (1970)「少年と交通反則金制度」ケース研究118号 10-36頁
- 全司法労働組合 (1984)『家裁少年審判部』大月書店
- 武内謙治 (2004a)「少年司法の現状と課題——「改正」少年法に関する理論的検討」刑法雑誌43巻3号 466-481頁
- (2004b)「弁護士付添人による援助を受ける権利の公的保障」龍谷大学矯正・保護センター研究年報1号 120-138頁
- (2006a)「少年法第二次改正法案における保護観察遵守事項違反に対する施設収容規定の問題点」法政研究73巻1号 45-69頁
- (2006b)「保護観察の制度改革と少年の教育」葛野尋之編『少年司法改革の検証と展望』日本評論社 300-328頁
- (2006c)「少年法改正と少年補導条例の問題点」人間と教育52号 76-83頁
- (近刊)「少年法と刑事手続」村井敏邦＝白取祐司＝川崎英明編『21世紀の刑事訴訟法』日本評論社

玉井義臣＝佐藤光子＝海野賢三郎＝糟谷忠男＝三輪誠＝林有＝兼頭吉市＝池田正亮
(1969)「座談会 交通反則通告制度の少年への適用の可否」ケース研究116号 16-48
頁

田宮裕＝廣瀬健二編 (2001)『注釈少年法 [改訂版]』有斐閣

十倉利廣 (2002)「少年受刑者処遇の現状と課題」犯罪心理学研究40巻 244-245頁

長岡哲次＝入江猛＝溝國禎久＝大森直子 (2006)『改正少年法の運用に関する研究』法曹
会

中川孝博 (2006)「少年審判における「事実認定の適正化」」葛野尋之編『少年司法改革の
検証と展望』日本評論社 74-104頁

奈良県少年補導に関する条例 (2006) [<http://www.police.pref.nara.jp/shounen/hodoujourei/jourei060328.pdf>]

奈良県少年補導に関する条例施行規則 (2006) [<http://www.police.pref.nara.jp/shounen/hodoujourei/ZyoreiKisoku.pdf>]

奈良弁護士会 (2006a)「仮称「奈良県少年補導条例 (案)」要綱案に反対する会長声明」
[<http://www.naben.or.jp/shonenhodou.htm>]

———— (2006b)「「奈良県少年補導に関する条例 (案)」に反対する会長声明」
[<http://www.naben.or.jp/shonenhodou2.htm>]

———— (2006c)「「奈良県少年補導に関する条例」についての会長声明」[<http://www.naben.or.jp/shonenhodou3.htm>]

———— (2006d)「「奈良県少年補導に関する条例」の施行に反対する総会決議」
[<http://www.naben.or.jp/shonenhodou4.htm>]

日本弁護士連合会 (2003)「「少年非行対策のための提案」に対する意見書」[http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2003_52.pdf]

———— (2005a)「「少年法等の一部を改正する法律案」に対する意見」[http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2005_16.pdf]

———— (2005b)「「少年非行防止法制の在り方について (提言)」に対する意見」
[http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2005_46.pdf]

———— (2006a)「「奈良県少年補導に関する条例 (案)」に対する会長声明」
[<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/060310.html>]

———— (2006b)「「改正」少年法・5年後見直しに関する意見書」[http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/060316_3_1.pdf]

———— (2006c)「「改正」少年法・5年後見直しに関する意見書【別冊】」[http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/060316_3_2.pdf]

沼邊愛一 (1954)『少年審判手続の諸問題』司法研究報告書第7輯第1号

福田雅章 (2002)『日本の社会文化構造と人権——“仕組まれた自由”のなかでの安楽死・

- 死刑・受刑者・少年法・オウム・子ども問題——』明石書店
- 藤原正範 (2006)「家裁調査官と試験観察」現代のエスプリ472号 159-168頁
- 渕野貴生 (2006)「逆送後の刑事手続と少年の適正手続」葛野尋之編『少年司法改革の検証と展望』日本評論社 105-132頁
- 法務省 (2006)「少年法等の一部を改正する法律による改正後の少年法等の規定の施行状況に関する報告 平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」[<http://www.moj.go.jp/PRESS/060609/060609-1.pdf>]
- 本庄武 (2005)「少年法は厳罰主義を採用したと解すべきか——法解釈論への招待を兼ねて——」一橋論叢133巻4号 96-118頁
- (2006)「少年刑事裁判における55条移送決定と量刑——裁判例の検討を中心として」葛野尋之編『少年司法改革の検証と展望』日本評論社 133-159頁
- 正木祐史 (2006)「20条2項送致の要件と手続」葛野尋之編『少年司法改革の検証と展望』日本評論社 23-48頁
- 松嶋秀明 (2005)『関係性のなかの非行少年——更生保護施設のエスノグラフィーから』新曜社
- 未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議 (2006)「未決拘禁者の処遇等に関する提言——治安と人権、その調和と均衡を目指して——」[<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SYOGU/teigen.pdf>]
- 三井明 (1971)「否認事件の審判手続について——一つの試案——」『家庭裁判所の諸問題 (下巻)』法曹会 131-138頁
- (1984)「少年冤罪事件と少年審判の課題」『少年非行』日本評論社 248-252頁
- 宮澤浩一 (1968)「少年交通事件と反則通告制度」ケース研究108号 1-11頁
- (1970a)「交通反則通告制度と少年交通事件処理について (上)」判例タイムズ 243号 21-25頁
- (1970b)「交通反則通告制度と少年交通事件処理について (中)」判例タイムズ 244号 48-56頁
- (1970c)「交通反則通告制度と少年交通事件処理について (下)」判例タイムズ 247号 53-59頁
- 村山裕 (2005)「少年法「改正」法案批判」法と民主主義400号 61-64頁
- 森田宗一 (1971)「少年法の岐路と問題点——前一〇年と後一〇年をふまえて——」鴨良弼＝斉藤誠二＝団藤重光＝平場安治＝福田平編『植松博士還暦祝賀 刑法と科学 法律編』有斐閣 927-945頁
- 守屋克彦 (1970)「軽微な少年非行と処遇機関の問題」法律時報42巻13号 70-76頁
- (1972)「軽微な少年非行の処理と司法手続」家庭裁判月報24巻9号 95-142頁
- [守屋克彦『少年の非行と教育——少年法制の歴史と現状』(勁草書房・1977年)270-310]

頁に再録]

- (1976)「捜査機関による不送致」法律時報48巻1号 38-43頁
- 矢口洪一 (1979)「家庭裁判所の三十周年を迎えて」家庭裁判月報31巻9号 5-12頁
- 山口幸男 (1968)「少年刑事政策と司法福祉(一)」日本福祉大学研究紀要14号 47-83頁
[山口幸男『少年非行と司法福祉』(ミネルヴァ書房・1971年) 86-124頁に再録]
- (1969)「少年刑事政策と司法福祉(二)」日本福祉大学研究紀要15号 61-87頁
[山口幸男『少年非行と司法福祉』(ミネルヴァ書房・1971年) 125-147頁に再録]
- (1999)「「司法」と「福祉」を巡る回顧と展望」刑法雑誌39巻1号 113-119頁
- 山崎朋亮 (2002)「改正少年法の実務上の諸問題——少年法20条2項事件処理上の留意点——」調研紀要74号 40-48頁